

原子力防災に関する取り組み

平成29年2月
内閣府（原子力防災担当）

目次

1. 内閣府(原子力防災)の体制	1ページ
2. 内閣府(原子力防災)の業務	2ページ
3. 原子力防災における平時及び緊急時の体制	3ページ
4. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制	6ページ
5. 「緊急時対応」のとりまとめ状況	8ページ
6. 「伊方地域の緊急時対応」のポイント	9ページ
7. 平成28年度原子力総合防災訓練の概要	10ページ
8. 地域防災力向上に向けたさらなる取組み	11ページ
(参考資料)	12ページ

1. 内閣府(原子力防災)の体制

内閣府特命担当大臣（原子力防災）

内閣府副大臣（原子力防災）

内閣府大臣政務官（原子力防災）

平成26年10月14日設置

政策統括官（原子力防災担当）

大臣官房審議官

参事官（総括担当）

参事官（地域防災・訓練担当）

参事官（総合調整担当）※

職員
約六十人

※ 旧内閣官房原子力規制組織等改革推進室の一部業務を移管（平成28年4月）

2. 内閣府(原子力防災)の業務

1. 地域防災計画・避難計画作成充実化の取組

- ◆ 平成25年9月3日の原子力防災会議で、関係自治体の避難計画作成等に関係省庁が全面的に取組む方針を決定。
- ◆ 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、国と自治体が一体となって、計画の策定・充実化の取組を実施中。
- ◆ 全体として具体化・充実化が図られた地域については、同協議会で地域の緊急時対応について確認し、原子力防災会議(議長:内閣総理大臣)に報告、了承を得る。

2. 関係道府県への財政的支援

- ◆ 原子力災害時に必要な資機材や要配慮者等が屋内退避する放射線防護対策施設の整備等について、自治体に財政的支援。

(参考)・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(防災資機材の整備等)

平成28年度予算:123億円

・原子力災害対策事業費補助金(施設の放射線防護対策等)

平成28年度補正予算:100億円

3. 原子力総合防災訓練、県訓練への参画、防災業務関係者への研修

- ◆ 原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、地方自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施。
- ◆ 県主催の防災訓練に参画。
- ◆ 自治体職員等の防災業務関係者への研修を実施。

3. 原子力防災における平時及び緊急時の体制

平時

原子力防災会議

※常設

○原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時の総合調整

○事故後の長期にわたる取組の総合調整

【会議の構成】

議長： 内閣総理大臣

副議長： 内閣官房長官、環境大臣、
内閣府特命担当大臣(原子力防災)、
原子力規制委員会委員長 等

議員： 全ての国務大臣、内閣府副大臣・政務官、内閣危機管理監等

【事務局体制】

事務局長：環境大臣

事務局次長： 内閣府政策統括官(原子力防災担当)
水・大気環境局長

緊急時

原子力災害対策本部

※原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に設置

○原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策・原子力災害事後対策の総合調整

【会議の構成】

本部長： 内閣総理大臣

副本部長： 内閣官房長官、環境大臣、
内閣府特命担当大臣(原子力防災)、
原子力規制委員会委員長 等

本部員： 全ての国務大臣、内閣危機管理監

その他内閣総理大臣が任命する者：内閣府副大臣・政務官等

【事務局体制】

事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局長代理：原子力規制庁次長

事務局次長：内閣官房危機管理審議官、
内閣府大臣官房審議官(防災担当)

(注1) 原子力防災を担当する内閣府副大臣若しくは大臣政務官(環境副大臣・政務官が併任)が現地対策本部長となる。

(注2) 必要に応じ原子力防災担当以外の環境副大臣・政務官も任命

(参考)原子力防災会議の組織等

原子力防災会議の組織

- 議長 : 内閣総理大臣
- 副議長: 官房長官、環境大臣、
内閣府特命担当大臣(原子力防災)、
原子力規制委員長
- 議員 : 議長・副議長以外の全国務大臣、
内閣府副大臣(原子力防災)、内閣府大臣政
務官(原子力防災)、内閣危機管理監

【事務局体制】

事務局長: 環境大臣
事務局次長: 内閣府政策統括官(原子力防災担当)
環境省 水・大気環境局長

(原子力防災会議幹事会)

議長 : 内閣府政策統括官(原子力防災担当)
副議長: 環境省 水・大気環境局長
幹事 : 関係省庁局長級

地域防災計画の充実に向けた今後の対応

平成25年9月3日

原子力防災会議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体による地域防災計画(原子力災害対策編)の策定が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

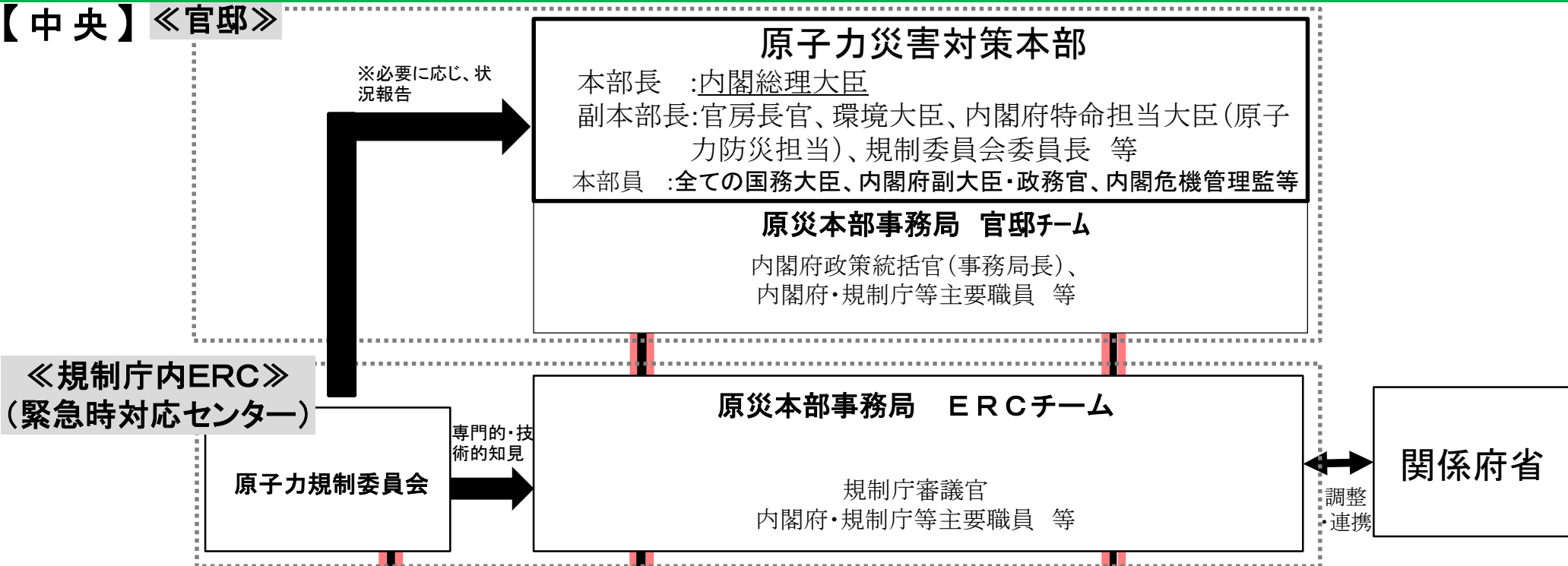
2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

- (1) 内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2) 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

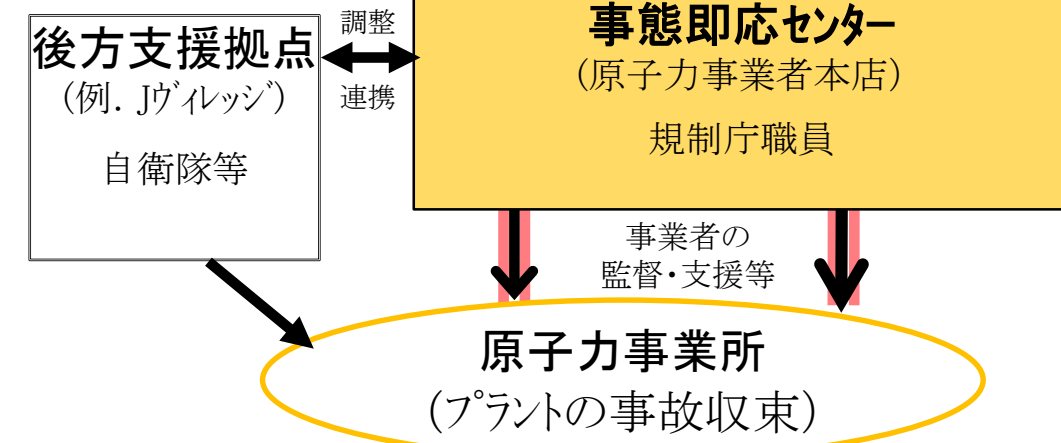
(参考)原子力緊急事態時の危機管理体制

【中央】《官邸》

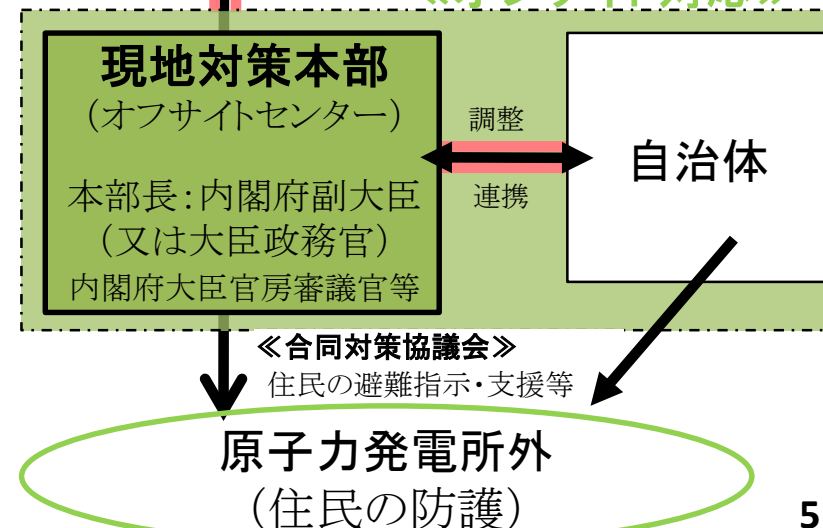


【現地】

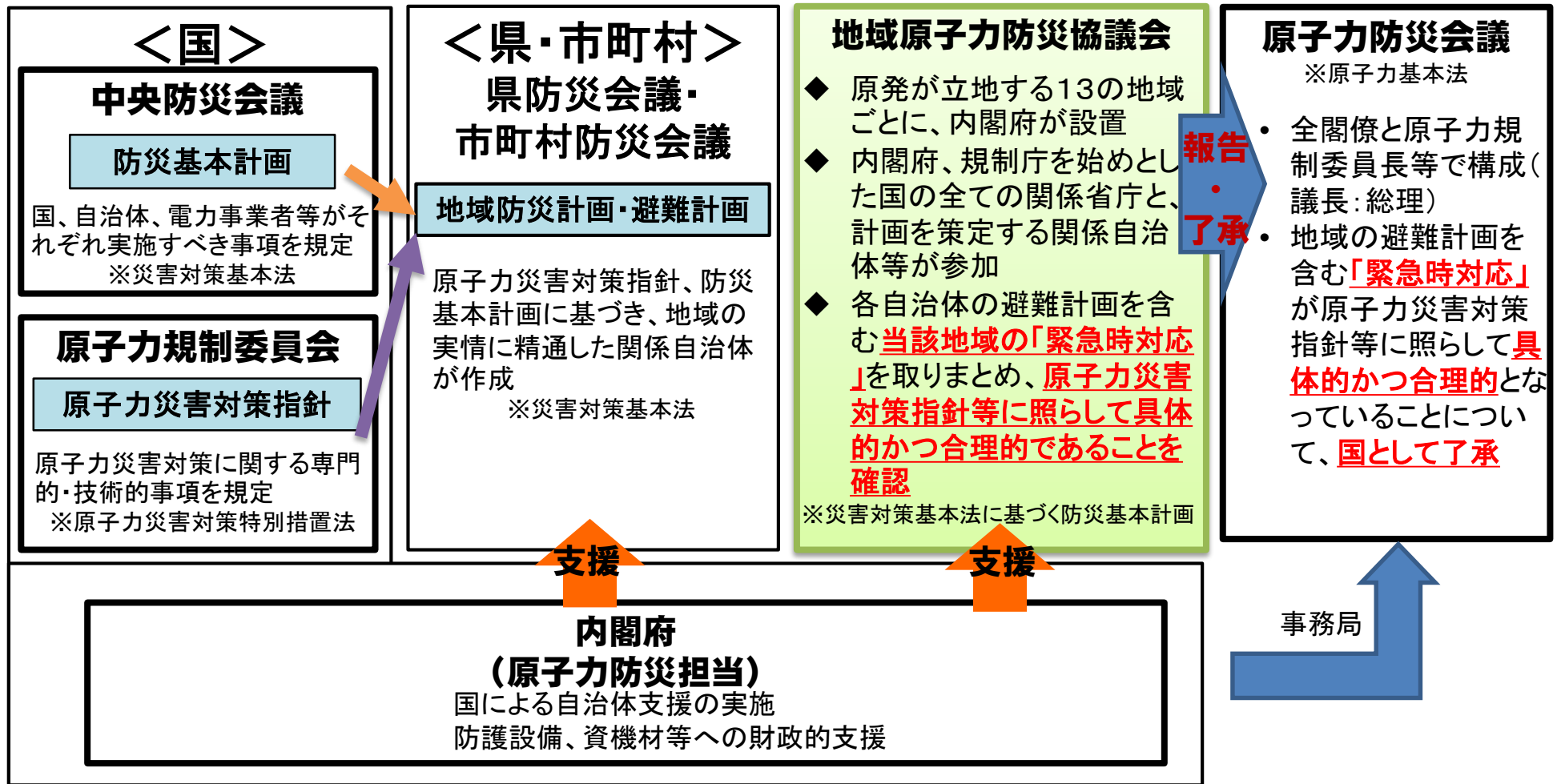
《オンサイト対応》



《オフサイト対応》



4. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



<国による自治体支援の具体的内容>

- 計画 **策定当初から政府がきめ細かく関与**し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、**地域が抱える課題をともに解決**するなど、**国が前面に立って自治体をしっかりと支援**
- 緊急時に必要となる資機材等については、**国の交付金等により支援**
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、**訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化**

国と地方公共団体との連携強化について

原子力災害時におけるオフサイトの原子力防災に関する国と関係自治体との連携強化について、諸外国の事例も踏まえ、現行の地域別のワーキングチームの取組を以下のとおり強化する。

(平成27年3月31日中央防災会議決定
「防災基本計画」に記載)

<ワーキングチームを核とする連携強化の方向性>

1. 訓練の実施を通じたPDCAサイクルの導入

- ✓ ワーキングチームにおいて、避難計画を含む緊急時対応の確認を行った地域について、緊急時対応の具体化・充実化の支援及び緊急時対応の確認(Plan)に加えて、確認を行った緊急時対応に基づく定期的な防災訓練の実施(Do)、訓練結果からの反省点の抽出(Check)、当該反省点をふまえた改善(Action)というPDCAサイクルを導入
- ✓ 防災訓練に関する新しい取組の導入に際しては、国際原子力機関(IAEA)が公表している訓練のガイダンスを参照し、当事者である道府県の意見を踏まえて、具体的な仕組みを整備

2. オフサイト防災における原子力事業者の役割

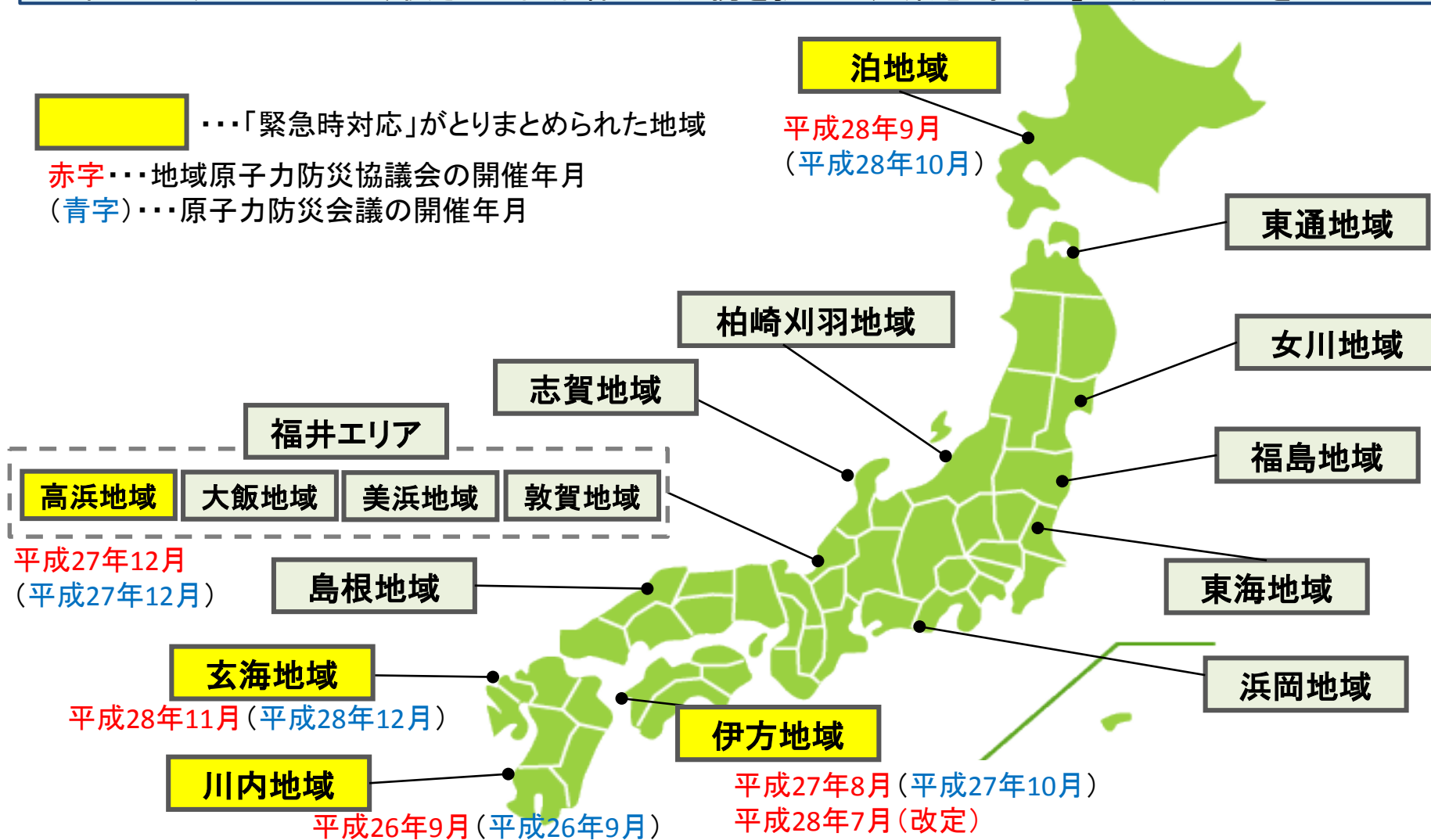
- ✓ 原子力災害時に、原子力事業者に対してオフサイト緊急時対応としてどのような協力を求めるかについて、各地域のワーキングチームにおいて個別具体的に調整した上で、関係自治体の地域防災計画等にその内容を具体的に規定

➡ 上記の機能強化を行うとともに、名称を「地域原子力防災協議会」に改称

➡ これらの取組を「防災基本計画」にも明確に位置付け、各地域においてしっかりと定着

5.「緊急時対応」のとりまとめ状況

- これまで、各地域ごとに設置された地域原子力防災協議会において、川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域の「緊急時対応」をとりまとめた。今後も、各地域の訓練結果から教訓事項を抽出し、「緊急時対応」のさらなる充実・強化に取り組む。
- 他の地域についても今後さらに自治体との連携を強化し、「緊急時対応」のとりまとめを加速していく。

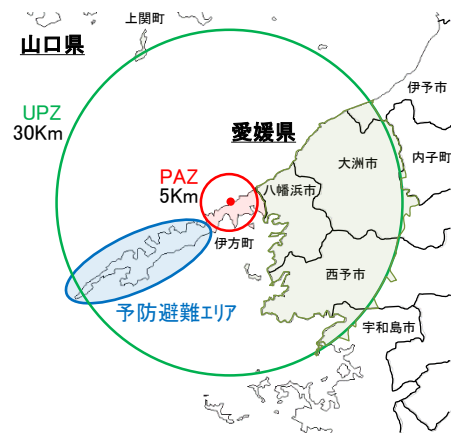


6. 「伊方地域の緊急時対応」(※)のポイント

(※平成28年9月2日策定、平成28年7月14日改定)

- PAZ(発電所から概ね5km圏内、約5千人)は、全面緊急事態で即時避難を実施。30km圏外に避難先を確保。
- 医療機関、社会福祉施設の入居者、在宅の要支援者、学校・保育所の児童等については、事故発生後、全面緊急事態よりも早い段階から避難を開始。無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設に留まる。
- 特別な地理的条件のある佐田岬半島(半島内の概ね5～30km圏内、約5千人)は、PAZに準じた避難等の防護措置を行う区域とし、さまざまな事態に対応できるよう、陸路、海路、空路による避難、屋内退避といった複数の防護措置を組み合わせ対応を実施。
- UPZ(発電所から概ね5～30km圏内、約11万人)は、全面緊急事態で屋内退避を実施。緊急時モニタリングの結果、一定の放射線量以上の区域は一週間程度内に一時移転等を実施。UPZ内の約11万人に対応できる避難先を確保。

1. 伊方地域の原子力災害対策重点区域

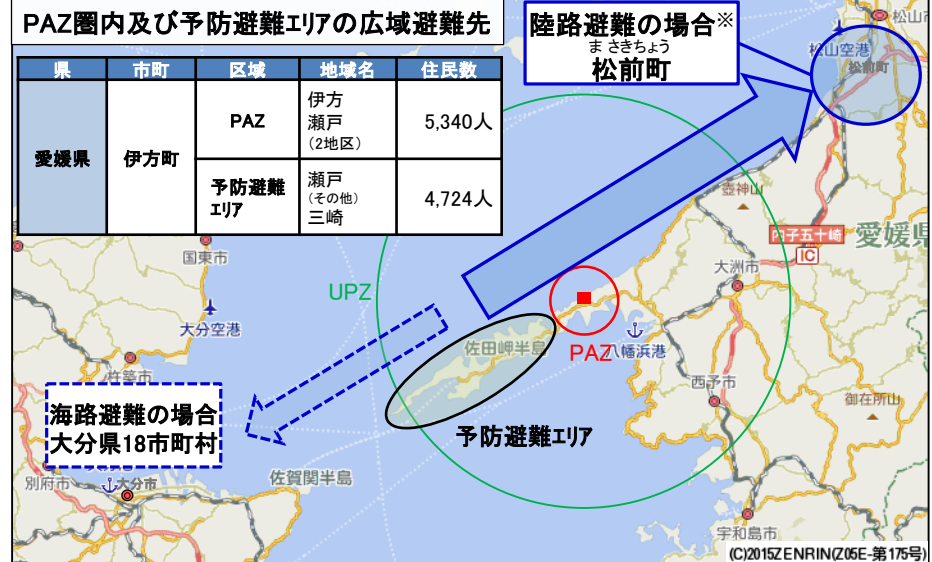


関係県	PAZ圏内 (概ね5km)	UPZ圏内 (概ね5～30km)		合 計
			予防避難エリア	
愛媛県	5,340人	116,413人	4,724人	121,753人
山口県	—	26人	0人	26人
合 計	5,340人	116,439人	4,724人	121,779人

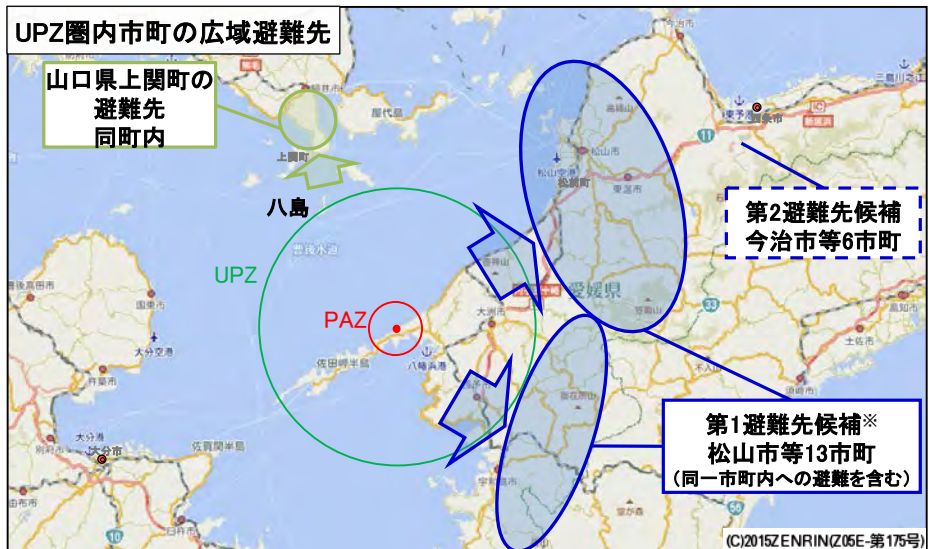
※PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
 ※UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone
 ※予防避難エリア(PAZ圏内に準じた避難等の防護措置を準備する区域)

2. PAZ圏及びUPZ圏の各自治体における広域避難先

- PAZ圏内、UPZ圏内の各市町の住民の避難先は、県内外で確保。
- 県を越える避難が必要な場合、避難元県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された大分県及び山口県の避難先で受入れを行う。



※ 愛媛県内の第2避難先候補として、今治市と上島町を設定



※愛媛県は、第1避難先候補施設に避難できない場合は、第2避難先候補(6市町)又は山口県へ避難

7. 平成28年度原子力総合防災訓練の概要

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認等
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「泊地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- ④訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟等

2 実施時期 平成28年11月13日(日)、14日(月)

3 訓練の対象となる原子力事業所 北海道電力(株)泊発電所

4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村ほか関係市町村

事業者:北海道電力(株)

関係機関:量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

津波等との複合災害を想定し、以下の訓練を実施

- (1)迅速な初動体制の確立
- (2)中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定
- (3)全面緊急事態を受けた住民避難等

6 要素訓練(冬季)

冬季の降雪や積雪を考慮した、除雪や避難の手順等を確認する要素訓練を別途平成29年2月に実施



※PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
※UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone

8. 地域防災力向上に向けたさらなる取組み

- ◆ 各地域ごとに設置した地域原子力防災協議会等を通じて、国と関係自治体が一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を全面的に支援していく。「緊急時対応」が策定されていない地域についても、とりまとめに向けて取組みを加速していく。
- ◆ 国や関係自治体を実施する原子力防災訓練で明らかになった課題を改善し、各自治体の地域防災計画、避難計画等に反映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

原子力災害への備えに、「終わり」や「完璧」はなく、
継続的に、充実・強化に努めていく。

(参考)

原子力防災対策の重点区域

○PAZ:Precautionary Action Zone

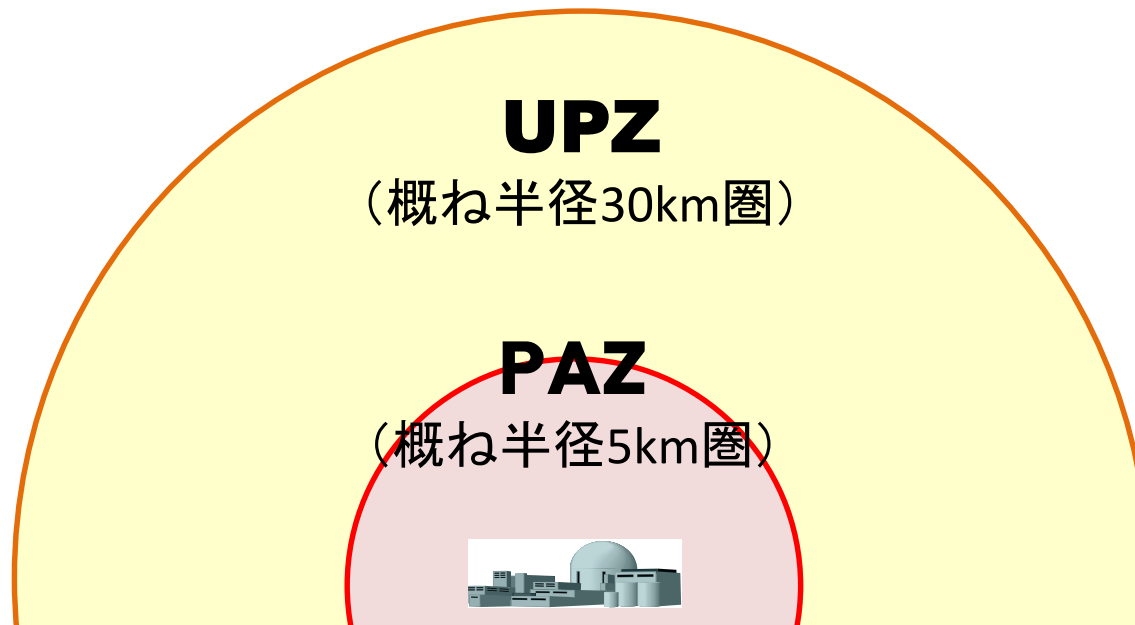
原子力施設から概ね半径5km圏内。

放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○UPZ:Urgent Protective action planning Zone

PAZの外側の概ね半径30km圏内。

予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う。

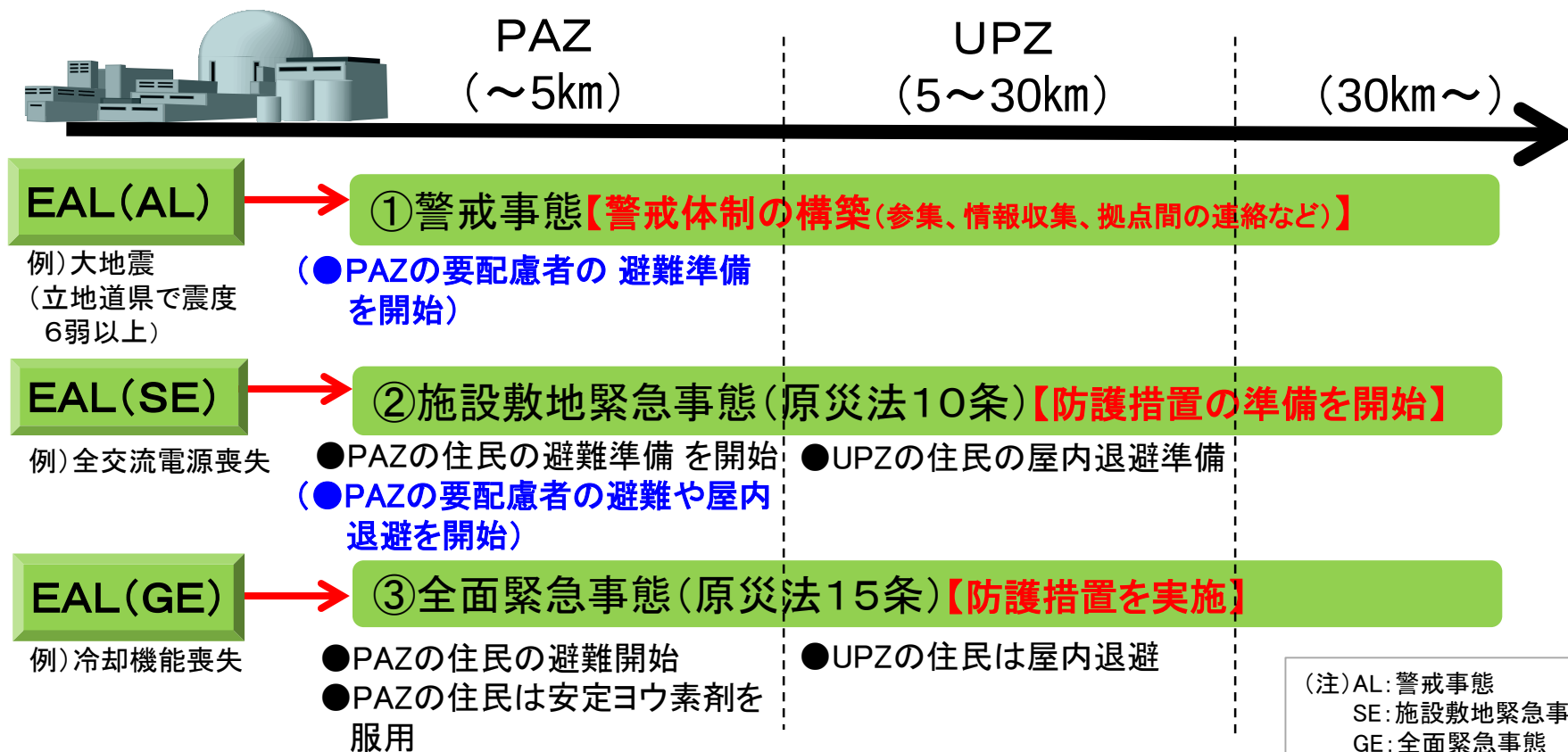


EALによる段階的避難／要配慮者は早期避難

○原子力施設の状態等に基づく、三段階の緊急事態区分を導入。その区分を判断する基準（EAL：Emergency Action Level）を設定。

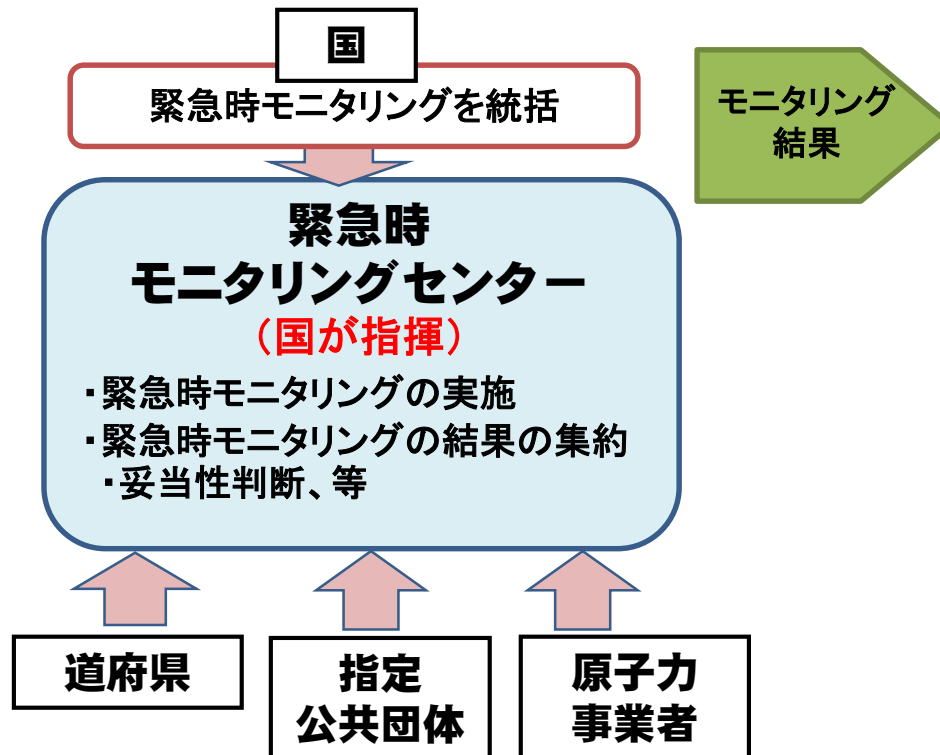
○EALに応じ、放射性物質の放出前に避難や屋内退避等を行う。

※入院患者等の要配慮者の避難は、通常の避難より時間がかかるため、EAL(SE)(原災法10条)の段階から、避難により健康リスクが高まらない者は避難を開始し、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は遮蔽効果の高い建物等に屋内退避する。



UPZ圏内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ圏内においては住民の屋内退避を実施。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により一時移転等を実施。
- 飲食物については、放射性核種ごとに濃度基準を設け、摂取制限を実施。



種類	初期基準値	防護措置の概要
OIL1	500 μ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。
OIL2	20 μ Sv/h	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物の基準	0.5 μ Sv/h	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	核種ごとに基準を設定	一週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。